

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所

申請者名称

（法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

印

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助事業者申請書

令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき同要綱第4条の補助対象事業を実施する補助事業者として、下記のとおり、申請します。

記

令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第2条第2号に該当する装置の販売及び設置を予定している。

添付書類

- (1) 安全運転支援装置を販売及び設置する店舗の一覧（店舗名、所在地、電話番号）
別添のとおり
- (2) 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱 別記第2号様式）
- (3) 法人の場合は、「履歴事項全部証明書」及び「印鑑登録証明書」
（個人の場合は、住民票の写し及び印鑑登録証明書）

担当者氏名			
所属部署			
住 所	〒		
電話番号		メールアドレス	

誓約書

東京都知事 殿

令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づく申請を行うに当たり、当該申請により事業者としての決定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第20条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

氏名又は名称

代表者職氏名

- * 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団員に利益（みかじめ料・用心棒料など）を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

住 所
申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助事業者決定通知書

年 月 日付けであった申請について、令和3年度東京都高齢者安全運転支援
装置設置促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助事業者として決定する。

年 月 日

東京都知事

印

記

第1 補助対象事業を実施する店舗

第2 申請の撤回

この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この決定通知受領後2週
間以内に、申請の撤回をすることができる。

住 所
申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助事業者不決定通知書

年 月 日付であった申請については、令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、補助事業者としないことに決定したため、下記のとおり通知する。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 補助事業者としない理由

東京都知事 殿

(申請者)

住 所

申請者名称

法人にあっては名称及び代表者の職氏名



東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書

令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、標記補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、要綱に規定する内容の全てを理解し、遵守いたします。また、同一の補助対象経費に対して一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」と重複した申請はありません。

記

1 補助対象事業の目的

東京都内在住の高齢者に対し、当該高齢者の使用する自動車に適合した安全運転支援装置を新たに販売及び設置することにより、高齢者の運転する自動車による事故を防止し都民の安全・安心に資する。

2 販売及び設置する安全運転支援装置
名称

※詳細は、要綱 別記第6号様式による。

3 補助金交付申請額

(1) 補助金交付申請額
金 円

(2) 内訳

装置の種類	A (1台あたりの費用) (※1)	B (A×5/10、上限6万円)	C 設置予定台数	D (B×C)
(1)				
(2)				
(3)				
合計				
交付申請額 (※2)				

※1 (販売費用+設置費用)+消費税及び地方消費税相当分(設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用は除く。)

※2 合計額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額

4 補助対象事業申請期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

担当者氏名			
所属部署			
住 所	〒		
電話番号		メールアドレス	

5 添付書類

- (1) 設置する安全運転支援装置について（要綱 別記第 6 号様式）
- (2) その他必要な書類

設置する安全運転支援装置について

東京都知事 殿

令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、以下の安全運転支援装置を設置することとします。

1 装置の名称

2 装置の機能

急発進等抑制装置としての機能がわかる書類

3 添付書類

「急発進等抑制装置の先行個別認定要領」又は「後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置の審査実施要領」に基づく認定を受けたことがわかるもの

年 月 日

住 所
申請者名称

法人にあっては名称及び代表者の職氏名

印

住所
申請者名称法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付について、令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定し、通知する。

年 月 日

東京都知事

印

記

第1 販売及び設置する安全運転支援装置
名称

第2 補助金交付決定額

- (1) 金 円
(2) 内訳

装置の種類	A (1台あたりの費用) (※1)	B (A×5/10、上限6万)	C 設置予定台数	D (B×C)
(1)				
(2)				
(3)				
合計				
交付決定額 (※2)				

※1 (販売費用+設置費用) +消費税及び地方消費税相当分 (設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用は除く。)

※2 合計額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額

第3 本交付決定の対象となる期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

第4 補助条件

- この補助金は、補助金の額の確定後に交付する。
- 要綱に規定する内容の全てを理解し、遵守しなければならない。
- この補助金に関し、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関し報告を求め、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じ、更にこの命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変更により補助対象事業の全部の一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係

る部分については、この限りでない。

- 5 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき
 - (2) 補助対象事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするとき
- 6 補助対象事業が第3に掲げる期間の末日までに完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 補助対象事業が完了したとき、又は知事が補助対象事業の廃止を承認したときは、速やかに、補助対象事業実績報告書に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 7の実績報告書を審査した結果等により、補助対象事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、通知する。
- 9 補助対象事業の成果がこの補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を命ずることがある。
- 10 この補助金の交付の決定後、次の各号に該当すると認められる場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助対象事業を中止又は廃止したとき
 - (3) 暴力団に該当するに至ったとき（代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき
- 11 10の規定は、この補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 12 10のいずれかに該当したことにより取消しを行った場合は、氏名又は名称及び取消しの理由を公表することがある。
- 13 この補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じる。
- 14 この補助金の返還を命じられた場合において、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 15 この補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 16 15により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- 17 この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。
- 18 補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を作成し、高齢者の運転免許証の写し及び自動車検査証の写しとともに、補助対象事業の完了した日の属する都の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第5 申請の撤回

この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後2週間以内に、申請の撤回をすることができる。

住 所
申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付については、令和3年度
東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基
づき審査の結果、交付しないことに決定したため、下記のとおり通知する。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 不交付の理由

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

印

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業（変更、中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、内容に変更等が生じたので令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり変更等の承認を申請します。

記

1 補助金の交付申請額の変更

(変更前) 金	円
(変更後) 金	円
(増 減) 金	円

2 補助対象事業の変更等の内容

変更等の事項	変更等の前	変更等の後

3 変更等を必要とする理由

担当者氏名			
所属部署			
住 所	〒		
電話番号		メールアドレス	

住 所
申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業 (変更、中止・廃止) 承認通知書

年 月 日付で申請のあった標記事業の (変更、中止、廃止) については、
令和 3 年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記
のとおり承認する。

年 月 日

東京都知事 印

記

1 変更後の補助金交付決定額
金 円

2 補助対象事業の変更等の内容

変更等の事項	変更等の前	変更等の後

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
申請者名称

法人にあつて
は名称及び代
表者の職氏名

印

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業事業者情報変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって決定を受けた補助事業者としての情報に変更等が生じたので令和 3 年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり変更等の承認を申請します。

記

1 変更となる事業者情報について

変更となる情報：

(変更前)

(変更後)

2 変更等を必要とする理由

担当者氏名			
所属部署			
住 所	〒		
電話番号		メールアドレス	

住 所
申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業事業者情報変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業者情報の変更については、令和 3 年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業交付要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり承認する。

年 月 日

東京都知事



記

1 変更となる事業者情報について

変更となる情報：

(変更前)

(変更後)

年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所
氏名又は名称
代表者職氏名



東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業の実績については、令和 3 年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

高齢者が使用する自動車に適合した安全運転支援装置を新たに販売及び設置し、高齢者の使用する自動車による事故を防止することで、都民の安全・安心の向上を図った。

2 補助金の交付決定額及び実績額

項 目	金 額
交付決定額	円
実績額 (※)	円
差 引 額	円

※ 4 (1) の付表にある補助金額の合計額 (1,000 円未満の端数を切り捨て) と一致すること。

3 実績額の内訳

販売及び設置した年月日、高齢者の氏名、免許番号、装置の販売及び設置に要した費用及び高齢者の自己負担額がわかるもの (別紙付表のとおり)

担当者氏名			
所属部署			
住 所	〒		
電話番号		メールアドレス	

4 添付書類

- (1) 附表の電子データ（エクセル形式）
- (2) 高齢者の支払額がわかるもの（領収書等）の写し
- (3) 令和3年度 東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書（写）
- (4) その他必要と認める書類

第 13 号様式付表（第 17 条関係）

	設置年月日	申込者氏名	免許証番号	販売及び設置に 要した経費（A）	高齢者の 自己負担額 （A×5/10）	補助金額 （A×5/10、 上限 6 万円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
合計						
合計（1,000 円未満の端数を切り捨て）						

(申請者)
住 所
氏名又は名称
代表者職氏名

東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金確定額通知書

年 月 日付で実績報告のあった東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業に係る標記補助金について、令和 3 年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり額を確定する。

年 月 日

東京都知事

印

記

第 1 確定した補助金交付額
金 円

第 2 補助金交付決定額との差引額

交付決定額	円
確 定 額	円
差 引 額	円

請 求 書

請求金額 金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号をもって額の確定通知のあった東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金を、令和 3 年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定に基づき、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

東京都知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者職氏名

印

(明 細)

事 業 名	東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業
事 業 内 容	安全運転支援装置の販売及び設置
補助金確定額	_____ 金 _____ 円

令和 3 年度 東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業 申込書兼誓約書

本事業を活用し、安全運転支援装置設置に係る費用から控除を受けるに当たり、次の「申込者記入欄」にご記入の上、「誓約事項」「個人情報の取り扱い」を最後までお読みになり、内容にご承諾いただける場合は、署名欄に日付・氏名をご記入ください。なお、記入はいずれも、手書きかつボールペンとしてください（鉛筆、消せるボールペン等は不可。）

【申込者※記入欄】

【店舗記入欄：
確認書類（原本のこと）】

①	住所	〒	<input type="checkbox"/> 運転免許証
②	フリガナ 氏 名		<input type="checkbox"/> 運転免許証
③	生年月日	T・S 年 月 日（満 歳）	<input type="checkbox"/> 運転免許証
④	連絡先	自宅： 携帯番号：	—
⑤	免許証番号		<input type="checkbox"/> 運転免許証
⑥	車台番号		<input type="checkbox"/> 自動車検査証
⑦	自家用・事業用の別	自動車検査証から転記してください。事業用は対象となりません。	<input type="checkbox"/> 自動車検査証
以下の項目について、「はい」「いいえ」のいずれかを○で囲ってください。 1 申込者の氏名（上記②）と自動車検査証の「所有者・氏名」又は「使用者・氏名」が同じです。 はい ・ <u>いいえ</u> ↓ 2 （1が「いいえ」の場合）申込者の住所（上記①）と自動車検査証に記載の「所有者・住所」又は「使用者・住所」が同じであることを確認 はい ・ <u>いいえ</u> ↓ 1・2いずれも「いいえ」の場合は、本補助金の対象とはなりません。			<input type="checkbox"/> 自動車検査証

※ 申込者は、「都内在住の 70 歳以上（昭和 27 年 4 月 1 日以前に誕生していること）のご本人」であることが要件です。（家族等による代理申込は不可）

【誓約事項】 □にしを入れてください

- 次の事項を確認し、遵守することを、ここに誓約いたします。
- 自動車税の滞納はありません。
 - 転売を目的とした安全運転支援装置の設置ではありません。

- 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供します。
- 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）ではありません。
- 設置を依頼した事業者から、当該装置製造事業者が作成する適合表の記載事項等に基づき、当該装置が当該装置を設置しようとする自動車に適合したものであること、並びに当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、説明を受けました。
- 安全運転支援装置の設置に当たっては、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「安全運転サポート車普及促進事業補助金」による控除は受けません。
- 安全運転支援装置設置後に発生した事故や自動車の故障等について、都が一切の責任を負わないことについて了承しました。

以上に反する事実が判明した場合は、販売及び設置に係る費用から自己負担分を差し引いた額を支払います。

【個人情報の取り扱い】

私は、この書面に記載した個人情報（住所、氏名、生年月日、連絡先、車両番号 等）（以下「本件個人情報」という。）の利用目的について、以下のとおり確認しました。

- 1 東京都は、本件個人情報を本事業における①不正行為等の把握・防止、②データ分析、③不正行為が判明した場合の連絡のために利用します。
- 2 「東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業」の交付決定を受けた補助事業者及び店舗は、本件個人情報を、本様式により補助制度の申し込みがあったことを確認したうえで、これを添付し安全運転支援装置補助金を請求するために利用します。
- 3 東京都は、本事業における業務の一部について、個人情報保護を定めた契約を交わしたうえで外部に委託することがあります。
- 4 添付書類の写しも、上記と同じ取り扱いとします。

【署名欄】

令和 年 月 日

氏名（自署）： _____

以下、店舗記入欄

設置日	令和 年 月 日
控除金額	_____ 円
申込者支払額 （税込）	_____ 円 ※1円未満の端数については、控除金額とすること。

申込者の本人確認を行ったうえで、申込者に対し、「令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱」に定める安全運転支援装置設置補助金相当額の控除を行ったことを証明します。

会社名 店舗名 担当者名
